

商工会 ExpressNews

お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご活用ください！



緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の事前確認について

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主等の皆様に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付されます。

申請の際に必要な事前確認機関として高山北商工会が登録されましたので以下のとおり事前確認受付を開始いたします。会員事業者様につきましては電話・対面での事前確認が可能です。対面での確認をご希望の場合は各本支所まで必ず事前予約の上、ご来会ください。

【事前確認について】

- 受付開始日 **3月15日(月)～**（開始日以前の受付はご対応いたしかねますのでご了承ください）
- 受付時刻 **9:00～17:00（土日祝除く）**
- 確認方法 電話、対面（対面の場合は要予約）
- 必要書類 宣誓書・同意書（一時支援金HPよりダウンロードし代表者の自署で記載）
- 確認に必要な申請者情報 共通：申請ID（一時支援金HPにて事前登録が必要）、電話番号
法人の場合：法人番号、法人名 個人の場合：氏名、生年月日

【補助金の申請について】

- 給付対象 ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者
②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者
※県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店等は対象となりません。

○申請から給付までの流れ

① 申請IDの 発番	①一時支援金ホームページへアクセスする 検索サイトで「一時支援金」で検索 (https://ichijishienkin.go.jp/)	事業者 で実施
	②仮登録（申請ID発番）するボタンを押して、電話番号、メールアドレスを入力し、申請区分を選択して、仮登録する	
	③入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成されます	
② 事前確認	書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する ※登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください	商工会 等にて 対応可 能
	登録確認機関の確認を受ける（商工会・金融機関・会計事務所等）	
③ 一時支援金 の申請	マイページにて①基本情報、②売上額、③口座情報を入力	事業者 で実施
	必要書類を添付 ●確定申告書類の控え（2019年分及び2020年分） ●通帳の写し（表紙、1.2ページ目） ●売上減少となった月の売上台帳等の写し ●個人：本人確認書類の写し 法人：履歴事項全部証明書 ●宣誓書・同意書（代表者の自署） ●取引先情報一覧 ※宣誓書・同意書、取引先情報一覧の様式は一時支援金HPよりダウンロードしてください ※スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影してください）	

オンラインでの申請が困難な方に向けての申請サポートセンターが開設される予定です。

新たな情報が入り次第、随時お知らせいたします。

○お問合せ先 【一時支援金事務局 相談窓口】 電話：0120-211-240